

(第一類 第九号)

衆議院 第百八十九回国会

經濟產業委員會議錄 第二十三号

平成二十七年六月十七日(水曜日)

出席委員

理事	佐藤ゆかり君	理事	鈴木淳司君
理事	田中良生君	理事	三原朝彦君
理事	八木哲也君	理事	中根康浩君
鈴木義弘君		理事	茂之君
理事		理事	富田

政府参考人	(経済産業省) 経済産業政策	菅原 郁郎君
局長	政府参考人	(経済産業省) 貿易・経済協力
局長	政府参考人	菅原 郁郎君
政府参考人	(経済産業省) 商務情報政策	菅原 郁郎君
政府参考人	富田 健介君	菅原 郁郎君
(資源工業) ブレギー ト資源、 生日 年二月	富田 健介君	菅原 郁郎君

同月十七日

(第二一八九号)

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○江田委員長 これより質疑に入ります。

○岡下委員　自由民主党の岡下昌平でござります。
ます。岡下昌平君。

貞昭原発ゼロに関する請願(志位和夫君紹介)
(第二三二一號)
同(畠山和也君紹介) (第一三二一號)
原子力発電所の稼動の是非に関する国民投票の
実施手続を定める法律制定に関する請願(玉城
デニー君紹介) (第三六九六號)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○江田委員 増
○内閣提出 貿易保険法及び特別会計十二

内閣提出 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

官房内閣審議官向井治紀
著義名黒澤利武著、圣書

審議官黒澤和武君 経済
明人君、經濟産業省経済

經濟產業省貿易經濟
產業省商務清報政策司

資源・燃料部長

半導體・ガス事業部

元君の出席を求める、説明

「異議なし」と呼ぶのが

六月十七日
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(參議院送付)
同月十六日

内照文君紹介（第二〇八四号）

第一類第九號 經濟產業委員會議錄第二十三號

平成二十七年六月十七日

されは、一般的の会社ならどういうふうにやつていいのか。損害保険会社、これは非常に難しい計算をしております。これが確立されているかどうか。

その経営として、その会社が健全であるかどうかかといふことが、指標として何らかの形をとつてゐるけれども、それが確立されてゐるかどうかといふと、私はそこはまだ疑わしいとは思いつつも、今一般的と言われているのが、ソルベンシマージン制度という形で、そこの会社が持つてゐるような自己資本と、それから引き受けの総額ボジション、そこを割合に当てはめて係数を掛けたて、大体二〇〇%以上の数値が出てゐるようなどころであれば健全だろといふながら、リーマン・ショックのときに、二〇〇%以上のものでもぱたぱた潰れていますから、それが正しかどうかはわからないけれども、一般的にはそういうふうな指標がつくられている。

では、この会社、この会社というのか、今まで独法としてやつていた中で、そんなことをやつていたかといふと、聞いてみると、今までなかつたと言ふんですね。先ほど落合委員から質問があつたところで、責任準備金をこれぐらい持つていてるべきなのとか、リスク管理の強化は今後やつていきますよ、四月にコーポレートガバナンス体制の強化みたいなことをしてどうたらこうたらと言つてはいましたけれども、四月になつてからそうくなつたといいながら、今まで、何と一・何兆円も資産を持つてしながら、そういうリスク管理がちゃんと制度化したものでやられてはいたかといふば、やられていないといふふうに私は聞いたなんですが、

て、本当に、特にこの政府系の損害保険、普通の損害保険会社ではなくて特殊な保険会社ですか
ら、今言つていたような、ソルベンシーマージン
制度をそのまま使えるとは私は思つていませんけ
れども、何らかのそういうた指標を早く生み出す
べきだと。それをもつとして、今、例えば国との会
計だつた部分をこつちへ寄せて特殊法人化するん
だ、一・四兆円になるんだ、それで引受額は十四
兆円だ、これがちゃんとバランスがとれているか
どうかということを、その指標があつて初めて私
は審議がされるべきだと思つているんです。これ
がなかつたら、はつきり言つてここにいる国会議
員、私も含めてですけれども、本当にこれで正し
いのかどうか、まあ制度的にはどうかというのには
ありますけれども、やはり判断がつかないと思つ
んですね。

その辺について、ちょっと今長々とお話ししま
したけれども、その辺、御見解をいただければよ
思いますので、大臣、よろしいでしょうか。

〔委員長退席、富田委員長代理着席〕

○宮沢国務大臣 委員、まさに大変難しいお話を
されているわけでありまして、例えば銀行であれ
ばBIS規制というのがあって、最近は国債につ
いてどうかみたいな議論をしておりますけれども
も、ある程度過去の経験を踏んで、株式の変動率
とかマーケットリスク等々といったいろいろなり
スクを換算して、リスクをカウントして、それに
対してどの程度の資本を持つていればいいか、こ
ういうことをやつております。また、保険につい
ても同様なことをやつしているわけであります。

そして、今回、特殊会社化するわけであります
から、国がやつていた、またその後特会がやつて
いた独法がやつたときと比べると、やはり特殊会社の
中で、リスクについて相当な、ある意味では自分
たちでリスクの管理をある程度できるということ
は大変大事なことでありますし、そうした意味か
ら、今NEXIにおいて、専門家も含めて、民間
の手法をいろいろ勉強しながら、いろいろ検討し
ていただいているわけであります。

一方で、例えば民間の保険であれば、同種の保険がたくさんあつて、その中でどの程度のリスクになるというような、いわゆる大数の法則に近いような部分があるわけですから、恐らくNEX-Iの場合には大数の法則はほとんど起きかないと思つておいた方がいい。また、テロとか戦争とかいう、通常計算ができない、過去も引き合いにならぬかなかでできないといったものに付保しているということになりますから、おのずから恐らく限界はあると思います。

ただし、だからといって全くなしというわけにはいかないということ、やはりそれなりの蓋然性のあるものを今検討していただきて、それを意識した積立金の金額といったものを目標に運営をしていくいただくということが大事なことだらうと思います。

○木下委員 ありがとうございます。

そうなんですね。せひともここはしつかり制度を確立して、安心した保険制度にしていかなければいけない。これだけの金額を抱えている状態になつておりますので、やはりそこは、相当難しい判断はあるかもしれないですから、ここはぜひとも英知を結集して、それなりのリスク管理というのを、これは本気でやつていてほしいなと。特に、会社に分かれてしまつことによつて、自由にやつてくださいといふふうに言ひながらも、そこはやはり見ていく必要があるんじゃないかなと。

あともう一つ、最後、今お話ししされていて思つたんですけども、これからまさしくそう、だと思つていて、普通であれば、カントリーリスクといつて国、地域ごとにリスクの係数というのがある程度設定ができるようになつていてます。私も昔貿易をやつておりましたので、必ずカントリーリスクは勘案した状態で契約、それから保険の付保をやつていたわけですけれども、これから先、それだけでは多分なくなつてくるんだろうなと。国ごともしくは地域ごとのリスクぢやないリスク

クも、いろいろな形で出てきています。世界各国いろいろなところで、同じ思想を持った人が同じようなテロを起こしたりとかいうこともあるわけですから、そういう世の中の変化にこれから先もつと対応していかなければいけない。

しかも、取引の金額というのは相当はね上がってくるだらうし、はね上がつていいないと我が国の発展はないというふうに思つていてますので、そのためにも、そのしつかりとした受け皿になるよう、こういつた保険制度の充実にぜひとも寄与していくいただきたいなと思いますので、その辺の制度設計をぜひともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

きょうは、各党理事の御理解をいただきまして、質疑時間を前回よりも若干長目にいただいております。ありがとうございます。

それだけ当委員会としても大事な法案だというふうに考へていることの反映だと思いますので、大臣の方にも真摯な御答弁をいただければと思つております。

今までずっと議論もされていたわけですがれども、今法案は、インフラ輸出というものをめぐつて、これが政府の成長戦略の大きな柱だということで、NEXIも一つのツールとして大きく制度を変えていこうということだと思ふんですけども、安倍政権というのは、そういう意味では、総理自身が先頭に立たれて、このインフラ輸出、海外でトップセールスをなさっている。中でも、原発につきましては非常に力を入れられているとうふうに認識しております。宮沢大臣自身も、二〇一五年一月にアブダビでカザフスタンの大蔵お会いしているということあります。

そこで、原発の輸出についての現状をまず簡単に確認したいと思うんですけども、二〇〇一年から現在まで、NEXIが引き受けを行つた原子力案件の件数と実績についてお答えいただければ

格安で保険が受けられるという状況になつております。

そのもとで、一番初めに確認したように、利用企業の八割近くが資本金百億円以上の大企業といふことになつてゐる。ですから、これを今使つてゐる八割以上の企業にとつては、広く見てくれる

つまり、野方団な国民負担にならないような歴史的
どめがあるわけですけれども、新設される履行実行保
保制度というのは、条文を読みましても、「予算案
で定める金額の範囲内」「必要な財政上の措置」と
あるだけありますて、こういう限度額とかは全
然ないわけです。

る特殊会社の中でも、こうしたまさに予算の範囲内で幾らでもといいますか、先ほど青天井といいうお話をありましたけれども、見てもらえるような履行担保制度なるものを持つていて特殊会社といふのはほかにあるんでしょうか。ちよつとこれは通告していかつたかもしませんが、

○宗像政府参考人 お答えいたします。
森林保険、財團の形で行つてはござりますけれども、特殊会社といふものでは、ほかに何は例はございません。
○藤野委員 ありがとうございます。

そうなんですね。国立研究法人森林総合研究所というものがこの制度を持つていて、そういうのがあります。が、いわゆる政府出資の特殊会社としては持つてないということです。まさに唯一の機能がNEXIに与えられる。

特殊会社というののが今二十四個あるうち、全額出資、要するに一〇〇%出資というのは十一ある。これは日本郵政とか、東日本、中日本、西日本高速道路会社とか、こういうところは一〇〇%出資です。一方で、もう一つのペーパーってこ

る十一の中でも、資金面で優遇されているといふのはさぞや絞られている。どういうところかといふと、例えば先ほど出来てゐるJ B I Cとか新聞西国際空港などは、いわゆる有名な一般担保つき

社債というものが発行を認められる。だから、資金調達面で、いわゆる四つの会社がこの一般担保つき社債の発行を認められる。

すら持っていない新たな手当として履行担保制
度というのが受けられることになるということ
で、ですから、多々ある特殊会社の中でもまさに
唯一無二の存在になる。非常に手厚い、資金調達

面でも最後の出口の面でもバックアップを受けられるということで、やはり極めて特殊な会社をつくるうとしているというふうに私は思っています。問題は、問題はというか、もう一つこれとセツツ

易再保険特会を廃止して、履行担保制度を創設されると二十八条になつております。しかし、これほどのようなものかということを聞いて本当にびっくりしたわけです。

現行制度は、特会ですから、野方岡な保険引き受けによって最終的な国民負担が生まれないようになります。あらかじめ議決を経た金額での再保険にさまざまな歯ごめを設けています。例えば、あらかじめ国会の議決を経た金額での再保険の契約締結義務を課して、契約はその金額を超えてはならないとされているとか、あるいは、さまたな一時借入金をNEXIがやる場合も、野方にできぬないように限度額が定められているとかいう取り決めが今の制度としてございます。

配付資料の三は、その限度額の一つでありまして、普通貿易保険からさまざまな保険があつてあるわけですねけれども、それぞれ上限が決められていて、それを超えるものはやってはならぬよと

そして、財政的な歯どめといった意味では二つありますて、政府が債務保証、要するに政府の保證をつけることができるということ、また、交付金という形で一般会計から支出をするという場合と二つありますが、そういう事態が生じて必要なときには、両方ともにこれは国会の議決対象といふことになりますので、国会の縛りがかかるつていう範囲でしかできないということあります。○藤野委員 それは二十八条に確かに予算の範囲内と書いてありますので、予算ということですから国会の議決がある、それはわかっているんですが、現行法にあるようなこういう限度額という形での明確な、非常に明確な、金額まで指定した歯どめというのがなくなるということで、これはやはり今までとは歯どめという点で大きな違ひがある、抜け落ちていくということだと言わざるを得ないと思うんですね。

西国際空港などは、いわゆる有名な一般担保つき社債というものが発行を認められる。だから、資金調達面で、いわゆる四つの会社がこの一般担保つき社債の発行を認められる。

今回、NEXIも認められるということになるわけですが、NEXIは、この四つの会社すら持っていない新たな手当として履行担保制度というのが受けられることになるということです、ですから、多々ある特殊会社の中でもまさに唯一無二の存在になる。非常に手厚い、資金調達面でも最後の出口の面でもバックアップを受けられるということで、やはり極めて特殊な会社をつくるうとしているというふうに私は思うんです。問題は、問題はというか、もう一つこれとセツ

○富沢國務大臣 財務面で僵局されるということをおっしゃっているわけありますけれども、NEX-Iの場合、基本的に保険料をいただいて、保険料をいただいて事業を行っていくというふうに保険料をいただいて事業を行つていいと、どうござりますから、恐らく少し違つただらうと、いうふうに思います。

そして、過去において、中南米債務危機等々といふことで、相当な金額の保険を支払わなければいけなかつたということがあつたことも事実でありますて、それへの備えとして、まさに一般会計から交付ができるような制度で担保をしてある。しかし、この制度につきましては、まさに事前に、予算をもつて国会で議決をしていただかなければそれが実行できない、こういう縛りがある制度であります。

二

○藤野委員 今二つのことをおつしやつて、それがあれなんですかとありますけれども、まず前半の方について言えば、保険料をいただいているから民間に近いという趣旨なのか、ちょっとよくわかりませんでした。

先ほど、田嶋委員の質問でしたか、お答えになつたように、NEXIの案件では、要するに単独の付保といふのはない、再保険と必ずセットだとおつしやつたんですね。ですから、単独だけでやつてある世界をすつとやつてあるんなら今のお話は通るかもしれませんけれども、全案件が再保險とセットなわけですから、これは通らないと思つてますね。

に掲げられているのは、いわゆる公共の立場から、事業を通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するというのがNEX-Iの經營方針に掲げられているわけで、こうした点から見て、今回のようなインフラ輸出ありきの改正といふのは容認できないということを強く述べて、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。
きょうも質問の時間をいただきました。ありがとうございます。

本法の改正で、日本貿易保険、NEX-Iを株式会社化、特殊会社化するということで、経営の自由度を上げる、効率性や機動性を高めるんだということがうたわれているわけですけれども、一方で、今回新設される条文で、国が貿易保険の引き受け基準を定める、あるいは十六条で、重要な案件とか巨額案件については経産大臣が意見を述べるなど、国の政策意図を反映させるんだということもうたわれているんですけど、その自由度を高める、機動性を高めるということと、国の政策意図を反映させるんだと、相矛盾する印象を受けますけれども、一体どちらが狙いなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○宮沢国務大臣 現状を申し上げますと、これまでのこの委員会の議論にありましたように、全てについて再保険を掛けているということでありますから、ある意味では一挙手一投足を国がチェックするような、こういう体制であつたわけあります。

そして、今回の改正におきまして、まさに機動性を高めて、特殊会社という中で経営判断の幅を広げながら機動性を高めていく組織にしていかなければいけない。ただし一方で、貿易保険につきましては、日本からの輸出や海外への投融資を促進する公的な制度であるという性格は変わつております。

貿易保険を担うNEX-Iがこうした国の政策実施機関であるという位置づけの中で、大きな方向

については国がやはりお示しもしていかなければいけないし、重要な案件についてはいろいろ御相談をしていかなければいけない場合も出てくる。大方針としては機動性を高めていただきますけれども、やはり政策金融機関であるという性格は変わらないという中で御提案をしている制度でございます。

○野間委員 ということは、従来よりは、多少、自由度、効率性、機動性は高まるんだということによろしいわけですね。

続いて、今回、第二十八条で履行担保制度が規定されましたけれども、きょうの質疑の中でも出ておりますが、要するに、この貿易保険が巨額の保険金支払いなどで最終的にどうしようもなくなった場合、国の予算からそれを払うということを規定しているわけですけれども、今までですと、再保険からの借り入れということで、一時、九〇年代も七千億近くの借り入れをして、これを順次返していくわけですが、今までです

るのか、あるいはその反論の論拠はどういったものがあるのか。せつかくMRJ、日の丸航空機、世界にこれから羽ばたいていくわけですから、そういう疑義がない形で事業がいくといいんですねけれども、教えていただきたいと思います。

○宗像政府参考人 お答えいたします。

WT.Oの補助金協定におきましては、貿易保険の提供は、保険期間や保険料率等の条件がOEC.Dの輸出信用アレンジメントの規定に合致する場合は、輸出補助金とみなされないということになつております。

ブラジルのまさにエンブラエルとカナダのボンバルディア、この両社が航空機に対する補助金ということで長い間戦つたわけですけれども、その両社が、OEC.D信用アレンジメントの航空機セクター了解を改定するということで、しかも、その了解にブラジルが今まで参加していないかったのが参加したということで決着をいたしました。今後は、貿易保険によって航空機の輸出を支援するに際しましては、もちろんこの航空機セクター了解に従うこととしておりまして、仮に、他国から何かそういう指摘があつたとしても、十分に反論できると考えております。

○野間委員 わかりました。

ありがとうございました。終わります。

○江田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る十九日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

日本貿易保険が引受けを行った原子力案件(2001~2014年度)

(保険金額 単位:億円)

仕向 事業地	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
	保険金額	件数														
アジア	80.9	3	73.7	3	12.8	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
ヨーロッパ	0.0	0	0.0	0	46.0	2	16.9	1	0.0	0	75.6	3	48.9	1	0.0	0
北米	0.0	0	0.0	0	62.3	5	122.9	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
中米	0.0	0	0.2	2	0.1	1	0.3	1	0.2	1	0.5	2	0.2	1	0.0	0
合計	80.9	3	73.9	5	121.3	9	140.1	4	0.2	1	76.0	5	49.1	2	0.0	0

仕向 事業地	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		合計		主な輸出品目
	保険金額	件数	保険金額	件数											
アジア	100.1	2	634.4	8	127.3	3	93.5	2	0.0	0	0.0	0	1,122.7	22	発電機、ポンプ、制御機器
ヨーロッパ	0.0	0	0.0	0	0.0	0	206.5	2	9.7	1	0.0	0	403.7	10	蒸気発生器、原子炉容器
北米	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	185.2	7	蒸気発生器、原子炉容器
中米	0.2	1	1.3	2	0.0	0	1.5	3	0.0	0	0.3	1	4.9	15	メンテナンス部品
合計	100.3	3	635.7	10	127.3	3	301.5	7	9.7	1	0.3	1	1,716.5	54	

注)

・四捨五入の関係で、合計と内訳の数字の合計が合っていないことがある。

出典：経済産業省提出資料より作成

(2)引受け保険金額の総額に占める各年度の引受け保険金額上位30社の引受け保険金額の割合

年度	2009	2010	2011	2012	2013
上位30社の保険金額(億円)	70	71	70	69	68
総保険金額(億円)	82	85	85	84	84
割合	85.3%	82.4%	82.4%	82.4%	81.1%

(3)上位30社の資本金額内訳

1兆円以上	4社
1000億円以上～1兆円未満	12社
100億円以上～1000億円未満	12社
10億円以上～100億円未満	2社
3億円以上～10億円未満	3社
3億円未満	3社

(4)上位30社の業種別内訳

銀行4社、商社13社、製造業9社、エンジニアリング3社、その他1社

出典：経済産業省提出資料より作成

(再保険契約の限度額)

第17条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成27年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

(限度額 単位：千円)

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
貿 易 再 保 険	「貿易保険法」	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通貿易保険 42,500,000,000 出資外国法人等貿易保険 850,000,000 貿易代金貸付保険 2,000,000,000 為替変動保険 60,000,000 輸出手形保険 1,770,000,000 輸出保証保険 170,000,000 前払輸入保険 100,000,000 海外投資保険 2,250,000,000 海外事業資金貸付保険 7,620,000,000 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 1,260,000,000

出典：財務省『平成27年度特別会計予算(平成27年度特別会計予算参考書添付)』
 第189回国会（常会）提出』の「予算総則」より抜粋、作成